

新型コロナウイルス感染症に伴う減免に関するQ&A（その1）

新型コロナウイルス感染症に伴う減免について、申請の前に参考にしてください。
コロナ感染症の影響で収入が大幅に減少する見込みの方などが対象です。

Q：コロナウイルスではないが、収入が減った。減免になるのか。

A：なりません。

Q：申請様式の入手については。

A：ホームページから入手のほか、市役所、若美支所、各出張所でお配りします。

Q：提出先はどこか。

A：市役所税務課です。なお、郵送も可能です。

若美支所、各出張所でも受け取ります。

申請書に記入する電話番号は日中連絡がつくよう携帯電話の番号を記入してください。

また、即日の審査結果は出ませんのでご了承願います。

Q：収入の証明など添付する書類は市で取り寄せてくれないのか。

A：市では行いません。必ずご自身で用意してください。

Q：口座振替で納付しているが、申請できるのか。

A：対象となる期間のものであれば可能です。ただし、減免の可否の判定日によっては引き落としになってしまいますが、審査により減免になった場合、後日還付手続きをいたします。（納付書で納めている方も減免により還付の場合があります）

Q：必ず減免になるのか、また全部減免になるのか。

A：基準によりますので、必ずなるとは限りませんし、全額なるものでもありません。また、減免可否、減免額について電話等でお答えはできません。

Q：書類の不備などがあった場合はどうなるのか。

A：添付書類がないなど、減免の審査ができないと、書類を返却させていただく場合がありますので、「記入もれはないか」「添付書類のもれはないか」などよくご確認いただき提出してください。

新型コロナウイルス感染症に伴う減免に関するQ&A（その2）

Q：提出に必要な書類は。

A：①減免申請書

②事業収入等申告書

③事業収入等申告書（別紙）

④申述書

⑤同意書（※後期高齢者医療保険料のみ必要）

【添付書類】

◇申請者の本人確認のできる書類の写し（運転免許証など）

◇死亡や重篤な傷病を負った場合はその事実がわかる書類（死亡診断書、入院勧告書、検査結果確認通知書、入院した医療機関の領収書など、感染症の名称及び入院期間が確認できる資料）

◇廃業した場合は事実がわかる書類（廃業等届出書）

◇失業した場合は事実がわかる書類（退職証明書、離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証など）

◇令和元年中の収入がわかる書類の写し（確定申告書控、源泉徴収票、給与明細など）

◇被保険者の令和元年中の収入がわかる書類の写し（確定申告書控、源泉徴収票、給与明細など）（※介護保険料は不要）

◇令和2年中の見込み額を算出するにあたり根拠資料とした資料の写し（帳簿、通帳、伝票、給与明細など）

Q：令和2年中の収入見込みは誰のものが必要か。

A：主たる生計維持者のみです。

Q：令和2年中の収入見込みはどのように計算するのか。

A：申請者それぞれの事情があるため、一概ではありませんが、想定されるケースは下記のとおりです。

例1）1月から申請する前の月までの合計を月数で割り、12倍する

例2）半年分が確定していれば、2倍する

Q：令和元年中は働いていなかったが、減免になるか。

A：令和元年と令和2年を比較しての収入源を根拠とするため、減免にはなりません。

Q：給与明細をなくしてしまった。

A：会社に再発行を依頼するか、会社から支払いの証明をもらってください。

新型コロナウイルス感染症に伴う減免に関するQ&A（その3）

Q：確定申告書の控えをなくした。

A：税務署にお問合せください。

Q：払ってしまった分も申請できるか。

A：対象となる期間のものであれば申請可能です。減免となった場合は還付手続きをします。

Q：減少となるケースにはどのような場合があるのか。

A：申請者それぞれの事情があるため、一概ではありませんが、想定されるケースは下記のとおりです。

例1) 飲食店でアルバイトをしており、令和元年中は毎月20万円で計240万円の収入があった。令和2年になってから1月と2月は月20万円の収入があったが、3月と4月は月10万円となり、5月から7月は無給。店のオーナーから依頼があれば出勤する予定だが依頼は無く、このままでは令和2年の収入は60万円程度にとどまる見込み。

例2) 雑貨販売をしており、令和元年は月30万円で計360万円の収入があった。令和2年になってから1月から3月は月30万円の収入があったが、4月から7月までは客足が落ち、収入が半減(15万円)しており、このままでは令和2年は220万円程度にとどまる見込み。

Q：減免になるのか、ならないのか、わからない。

A：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減した方などが対象ですが、詳しくは市役所税務課までお電話ください。

市役所内での感染リスクを避けるため、まずは電話をお願いします。